特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施事務、障害児通所給付費等に関する事務、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施事務、障害児通所給付費等に関する事務、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和7年12月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施事務、障害児通所給付費等に関する事務、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対して各種の支援や手当の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、通所給付決定に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当・特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の請求の受理、審査、支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費）の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	障害福祉システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害福祉システム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） 第9条第1項、別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表省令」） 第8条 ②・番号法第9条第1項、別表の20の項 ・別表省令第11条 ③・番号法第9条第1項、別表の21の項 ・別表省令第12条 ④・番号法第9条第1項、別表の22の項 ・別表省令第14条 ⑤・番号法第9条第1項、別表の51の項 ・別表省令第25条 ⑥・番号法第9条第1項、別表の67の項 ・別表省令第38条 ⑦・番号法第9条第1項、別表の117の項 ・別表省令第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表11項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条表80の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表11の項 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表14の項 ③・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表37の項 ⑤・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表75の項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表92の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども福祉部障がい福祉課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　048-982-9530
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども福祉部障がい福祉課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　048-982-9530
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手）　[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉川市情報セキュリティポリシーに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員（会計年度任用職員を含む。）等について、教育研修を受講させている。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、他自治体で漏えい等の事案が発生した際等には、防止策等の周知や注意喚起を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	Ⅰ関連情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給の決定や変更の認定、また、地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 ②児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給の決定や変更の認定を行う。 ③身体障害者福祉法による身体障害者の交付申請受理、氏名や居住地の変更届け出の受理、手帳変換受理、手帳の再交付に関する事務を行う。 ④障害者福祉手当、特別障害者手当の認定請求、各手当の所得状況届、氏名、住所、支払方法変更届、各手当の口座先届のの受理及び結果の通知	①児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務。 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務。 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務。 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務。 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務。 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務。 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費）の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務。	事後	
平成29年1月16日	Ⅰ関連情報3．個人番号の利用	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七　号）　第9条第一第84項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第60条 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七　号）　第9条7号　別表第一第8項 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七　号）　第9条第1項　別表第一第11項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第11条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七　号）　第9条　別表第一第46項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）　第9条　別表第一8の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。）　第8条 ②番号法第9条　別表第一11の項 　別表第一の主務省令　第11条 ③番号法第9条　別表第一12の項 　別表第一主務省令　第12条 ④番号法第9条　別表第一14の項 　別表第一主務省令　第14条 ⑤番号法第9条　別表第一34の項 　別表第一主務省令　第25条 ⑥番号法第9条　別表第一47の項 　別表第一主務省令　第38条 ⑦番号法第9条　別表第一84の項 　別表第一主務省令　第60条	事後	
平成29年1月16日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （特定個人情報の提供の制限） ①別表第二における情報提供の根拠：8、16、26、56の2、87、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：108、109、110の項 ②別表第二における情報提供の根拠：16、56の2、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：10、11、12 ③別表第二における情報照会の根拠：20の項 ④別表第二における情報照会の根拠：66の項	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ①別表第二における情報提供の根拠：11、12、16、56の2、108、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：10、11、12の項 ③別表第二における情報提供の根拠：20の項 　別表第二における情報照会の根拠：20の項 ⑤別表第二における情報提供の根拠：53の項 　別表第二における情報照会の根拠：53の項 ⑥別表第二における情報提供の根拠：19、26、56の2、85、87の項 　別表第二における情報照会の根拠：67、68、69、85の項 ⑦別表第二における情報提供の根拠：8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 〇情報照会の根拠：第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条、第55条の2　　〇情報提供の根拠：第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報5．担当部署①部署	吉川市健康福祉部社会福祉課	吉川市健康福祉部障がい福祉課	事後	
平成29年1月16日	Ⅰ7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【名称】吉川市健康福祉部社会福祉課【住所】吉川市吉川2－1－1【電話番号】048－982－9530	【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	事後	
平成29年1月16日	Ⅰ8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【名称】吉川市健康福祉部社会福祉課【住所】吉川市吉川2－1－1【電話番号】048－982－9530	【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	事後	
平成29年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成27年12月16日　時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年12月1日　時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年1月19日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ①別表第二における情報提供の根拠：11、12、16、56の2、108、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：10、11、12の項 ③別表第二における情報提供の根拠：20の項 　別表第二における情報照会の根拠：20の項 ⑤別表第二における情報提供の根拠：53の項 　別表第二における情報照会の根拠：53の項 ⑥別表第二における情報提供の根拠：19、26、56の2、85、87の項 　別表第二における情報照会の根拠：67、68、69、85の項 ⑦別表第二における情報提供の根拠：8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 〇情報照会の根拠：第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条、第55条の2　　〇情報提供の根拠：第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） ①別表第二における情報提供の根拠：8、11、12、16、56の2、108、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：10、11、12の項 ③別表第二における情報提供の根拠：20の項 　別表第二における情報照会の根拠：20の項 ⑤別表第二における情報提供の根拠：53の項 　別表第二における情報照会の根拠：53の項 ⑥別表第二における情報提供の根拠：19、26、56の2、85、87の項 　別表第二における情報照会の根拠：67、68、69、85の項 ⑦別表第二における情報提供の根拠：8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 　別表第二における情報照会の根拠：108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 〇情報照会の根拠：第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条、第55条の2　　〇情報提供の根拠：第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
平成30年1月19日	Ⅰ関連情報5．担当部署①部署	吉川市健康福祉部障がい福祉課	吉川市こども福祉部障がい福祉課	事後	
平成30年1月19日	Ⅰ関連情報5．担当部署②所属長	伴　茂樹	日暮　康博	事後	
平成30年1月19日	Ⅰ7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	【名称】吉川市こども福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	事後	
平成30年1月19日	Ⅰ8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【名称】吉川市健康福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	【名称】吉川市こども福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	事後	
平成30年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成28年12月1日時点	平成30年1月19日時点	事後	
平成30年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成28年12月1日時点	平成30年1月19日時点	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ関連情報5．担当部署①部署	吉川市こども福祉部障がい福祉課	こども福祉部障がい福祉課	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ関連情報5．担当部署②所属長	日暮　康博	障がい福祉課長	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【名称】吉川市こども福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	こども福祉部障がい福祉課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9530	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【名称】吉川市こども福祉部障がい福祉課 【住所】吉川市吉川二丁目1番地1 【電話番号】048-982-9530	こども福祉部障がい福祉課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9530	事後	
平成31年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成30年1月19日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年1月19日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年1月4日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークによる情報連携②法令	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	・番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対して各種の支援に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費）の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対して各種の支援や手当の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、通所給付決定に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当・特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の請求の受理、審査、支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費）の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	再実施
令和2年12月25日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条 別表第一8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。） 第8条 ②番号法第9条 別表第一11の項 別表第一の主務省令 第11条 ③番号法第9条 別表第一12の項 別表第一主務省令 第12条 ④番号法第9条 別表第一14の項 別表第一主務省令 第14条 ⑤番号法第9条 別表第一34の項 別表第一主務省令 第25条 ⑥番号法第9条 別表第一47の項 別表第一主務省令 第38条 ⑦番号法第9条 別表第一84の項 別表第一主務省令 第60条	①・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） 第9条第1項、別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」） 第8条 ②・番号法第9条第1項、別表第一の11の項 ・別表第一省令第11条 ③・番号法第9条第1項、別表第一の12の項 ・別表第一省令第12条 ④・番号法第9条第1項、別表第一の14の項 ・別表第一省令第14条 ⑤・番号法第9条第1項、別表第一の34の項 ・別表第一省令第25条 ⑥・番号法第9条第1項、別表第一の47の項 ・別表第一省令第38条 ⑦・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 ・別表第一省令第60条	事後	再実施
令和2年12月25日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限） ①別表第二における情報提供の根拠：8、11、12、16、56の2、108、116の項 別表第二における情報照会の根拠：10、11、12の項 ③別表第二における情報提供の根拠：20の項 別表第二における情報照会の根拠：20の項 ⑤別表第二における情報提供の根拠：53の項 別表第二における情報照会の根拠：53の項 ⑥別表第二における情報提供の根拠：19、26、56の2、85、87の項 別表第二における情報照会の根拠：67、68、69、85の項 ⑦別表第二における情報提供の根拠：8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 別表第二における情報照会の根拠：108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 〇情報照会の根拠：第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第55条、第55条の2、第55条の3 〇情報提供の根拠：第7条、第10条、第10条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第43条の3の2、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の8、11、12、16、56の2、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第7条、第10条、第12条の2の2、第30条、第55条、第59条の2の2 ⑥・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の12、19、26、56の2、85、87の項 ・別表第二省令第10条、第13条の2、第19条、第30条、第43条の3の2、第44条 ⑦・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第7号、別表第二の10、11、12の項 ・別表第二省令第9条、第10条、第10条の2 ③・番号法第19条第7号、別表第二の20の項 ・別表第二省令第14条 ⑤・番号法第19条第7号、別表第二の53の項 ・別表第二省令第27条 ⑥・番号法第19条第7号、別表第二の67、68、69、85の項 ・別表第二省令第38条、第38条の2、第43条の3の2 ⑦・番号法第19条第7号、別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	事後	再実施
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の8、11、12、16、56の2、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第7条、第10条、第12条の2の2、第30条、第55条、第59条の2の2 ⑥・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の12、19、26、56の2、85、87の項 ・別表第二省令第10条、第13条の2、第19条、第30条、第43条の3の2、第44条 ⑦・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の8、11、12、16、56の2、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第7条、第10条、第12条の2の2、第30条、第55条、第59条の2の2 ⑥・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の12、19、26、56の2、85、87の項 ・別表第二省令第10条、第13条の2、第19条、第30条、第43条の3の2、第44条 ⑦・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	事後	
令和3年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	Ⅰ関連情報2．特定個人情報ファイル名	障がい者ファイル	障害福祉システム	事後	
令和5年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対して各種の支援や手当の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、通所給付決定に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当・特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の請求の受理、審査、支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費）の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対して各種の支援や手当の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、通所給付決定に関する事務 ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 ③身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当・特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の請求の受理、審査、支給に関する事務 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費）の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	①・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）　第9条第1項、別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」）　第8条 ②・番号法第9条第1項、別表第一の11の項 ・別表第一省令第11条 ③・番号法第9条第1項、別表第一の12の項 ・別表第一省令第12条 ④・番号法第9条第1項、別表第一の14の項 ・別表第一省令第14条 ⑤・番号法第9条第1項、別表第一の34の項 ・別表第一省令第25条 ⑥・番号法第9条第1項、別表第一の47の項 ・別表第一省令第38条 ⑦・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 ・別表第一省令第60条	①・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）　第9条第1項、別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表省令」）　第8条 ②・番号法第9条第1項、別表の20の項 ・別表省令第11条 ③・番号法第9条第1項、別表の21の項 ・別表省令第12条 ④・番号法第9条第1項、別表の22の項 ・別表省令第14条 ⑤・番号法第9条第1項、別表の51の項 ・別表省令第25条 ⑥・番号法第9条第1項、別表の67の項 ・別表省令第38条 ⑦・番号法第9条第1項、別表の117の項 ・別表省令第60条	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の8、11、12、16、56の2、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第7条、第10条、第12条の2の2、第30条、第55条、第59条の2の2 ⑥・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の12、19、26、56の2、85、87の項 ・別表第二省令第10条、第13条の2、第19条、第30条、第43条の3の2、第44条 ⑦・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の8、11、16、20、26、55、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第8号、別表第二の10、11、12の項 ・別表第二省令第9条、第10条、第10条の2 ③・番号法第19条第8号、別表第二の20の項 ・別表第二省令第14条 ⑤・番号法第19条第8号、別表第二の53の項 ・別表第二省令第27条 ⑥・番号法第19条第8号、別表第二の67、68、69、85の項 ・別表第二省令第38条、第38条の2、第43条の3の2 ⑦・番号法第19条第8号、別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116の項 ・別表第二省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表11の項 ⑥・番号法第19条第8号、第9号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表80の項 ⑦・番号法第19条第8号、第9号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表11の項 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表14の項 ③・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表37の項 ⑤・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表75の項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表92の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項	事後	
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策　9．監査　実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和6年12月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	再実施
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	再実施
令和7年12月26日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表11の項 ⑥・番号法第19条第8号、第9号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表80の項 ⑦・番号法第19条第8号、第9号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表11の項 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表14の項 ③・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表37の項 ⑤・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表75の項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表92の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項	（情報提供の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表11の項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表80の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表11の項 （情報照会の根拠） ①・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表14の項 ③・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表37の項 ⑤・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表75の項 ⑥・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表92の項 ⑦・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項	事後	再実施